

令和7年4月10日

第2回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和7年度第2回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年4月10日(木) 午後3時45分～午後4時15分

2. 場 所 玉東町役場 3階 会議室

3. 出席委員(11名)

会 長	1 番	鬼塚忠正			
会長職務代理者	8 番	山野正亮			
委 員	2 番	小山省三	3 番	坂口政文	4 番 上田佳子
	5 番	宮崎 文	6 番	村田真也	7 番 児玉俊朗
	9 番	大隅正信	10 番	深本 浩	11 番 井上知幸

推進委員 今村英明、古賤一治、田上政廣、田尻稔男、清田純博
児玉和幸、狩野和明、西村敏充、中村浩行、大隅敬司

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川康幸 主事 坂本美桜 事務局 中嶋一成

事務局

ただ今から、令和7年度玉東町農業委員会第2回総会を開会いたします。
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

《挨拶》

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は
全員出席のため(一名で過半数を満たしておりますので)、総会が成立し
ていますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定に基づき、会長が議長になり議事の進行を行
うこととなっております。それでは、会長、よろしくお願い致します。

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は4番上田委員と5番宮崎委員を指名します。また、
書記に事務局の坂本主事を指名します。

よろしく申し上げます。

議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請
について4件あがっております。1番、2番については関連しております
ので一括して審議を行います。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について。

＝1頁、議案第1号、1番、2番について議案書をもとに朗読＝

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在74歳で柿とみかんの栽培をされており、今回、規模拡
大のために申請地を譲り受けるために申請されるものです。

申請地につきましては、5ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域と
の調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、1番、2番の説明を終わります。

事務局

各地区の案件につきましては地区委員さんと最適化推進委員さんと事務局で農地確認を実施した後、農業委員会総会で意見を求められているところです。今後、白木地区の案件につきましては議長が白木地区委員をされていますので白木地区につきましては最適化推進委員の意見だけを求めていきますのでよろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので、推進委員さんの意見を求めます。
田尻委員

推進 田尻委員

譲渡人の方が町外にお住まいで管理が出来ない状況で数年前より譲受人の方が管理をされている状況です。規模拡大ということで特に問題はありません。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。
無いようですので、採決を行います。議案第1号、1番、2番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、1番、2番は承認されました。
続きまして3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

＝2頁、議案第1号、3番について議案書をもとに朗読＝
ここで総会会議規則第10条の規定（議事参与の制限）により村田委員の退席を求めます。

事務局

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在76歳でみかんと梨の栽培をされており、今回、規模拡大のために申請地を譲り受けるために申請されるものです。

申請地につきましては、6ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、3番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、隣接する推進委員さんの意見を求めます。

田尻委員

推進 田尻委員

適切に管理されていますので問題ありません。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

3番 坂口委員

写真では荒れているように見えますが現状はどうなっていますか。

推進 田尻委員

写真では荒れていますが現状は適切に管理されています。隣の雑木が覆いかぶさっている状況です。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、3番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、3番は、承認されました。

村田委員の入室を求めます。

続きまして4番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

＝2頁、議案第1号、4番について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在68歳で米とみかんとすいかの栽培をされており、今回、相手方の要望により申請地を譲り受けるために申請されるものです。

申請地につきましては、7ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号、4番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、隣接する推進委員さんの意見を求めます。

田尻委員

推進 田尻委員

譲渡人の方が町外にお住まいで管理が出来ない状況で数年前より譲受人の方が管理をされている状況です。隣にも農地を持っていらっしゃるの
でそこと一緒に管理をされますので特に問題はありません。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第1号、4番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第1号、4番は、承認されました。

続きまして、日程第3、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について
＝3頁、議案第3号について議案書をもとに朗読＝
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、熊本市居住で妻所有のアパートが玉東町にあります。地元の居住者や外国人労働者をメインとしたアパート建設を計画され今回申請されるものです。

申請地につきましては、8ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
坂口委員

3番 坂口委員

地目は畑となっておりますが、ここ数年耕作はされていません。周りにも農地はないので特に問題はないと思います。

議長

ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 田上委員

何ら問題はありません。

議長

ただ今、推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。議案第3号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第3号は、承認されました。
続きまして、その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

- ・農地あっせん申し出について
- ・年間スケジュールについて

議長

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

閉会 午後4時15分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年4月10日

玉東町農業委員会会長

鬼塚 忠正



4番委員

上田 佳子



5番委員

宮崎 文

